

物価高騰等に伴う経済対策について

令和6年度 経済対策支援事業（物価高騰対策）

事業概要		予算(千円)	2月21日 時点の実績
金融対策			
①	利子補給(日本政策金融公庫) 小規模事業者経営改善資金(通称:マル経融資・コロナ対策) 特別利率-△0.9%後の全額利子補給(5年間:特別利率と同期間)0.31%分 及び通常マル経融資 1.21%(10,000 千円以内の部分) ※令和8年3月31日以前(令和7年度内)の新規申請分までを対象	2,206	39 件 1,335,338 円 うち、R6 新規分 8 件
②	利子補給(北海道) 経営環境変化対応貸付【認定企業】(長期資金) 融資のうち 5,000 千円以内の部分に対する全額利子補給(3 年間:特別利率と同期間)	193	0 件
③	利子補給(北海道) 経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型) 融資のうち 5,000 千円以内の部分に対する全額利子補給(3 年間:特別利率と同期間)		1 件 48,743 円
④	経営安定資金融資-(R5 新規分まで)新型コロナウイルス緊急小口対応資金(恵庭市) (R6 新規分から)物価高騰対策小口対応資金(恵庭市) 上限 5,000 千円 利率 1年以内:1.0%、3年以内:1.2%、5年以内:1.6%、7年以内:1.8%(恵庭市が 60 回にわたって利子を補給する。) 融資期間 7年以内(うち措置1年以内) 信用保証 北海道信用保証協会の信用保証を付す。 ※予算内訳(融資預託金 2,800 千円、利子補給 299 千円) ※令和7年3月31日(令和6年度末)をもって新規融資廃止予定	3,099	2 件 111,971 円 うち、R6 新規分 0 件

令和7年度向け見直し内容案

①『小規模事業者経営改善資金（公庫）』・『小規模事業者経営改善資金 新型コロナウイルス感染症関連（公庫）』

内 容	令和2年度～令和6年度に新たに申請があったものについて、60回目までを利子補給する。（利子補給対象上限融資額1,000万円） ※令和2～6年度開始分については、それぞれ令和7～11年度中に順次60回目を迎える。
変更点	令和2年度～令和7年度に新たに申請があったものについて、60回目までを利子補給する。（利子補給対象上限融資額1,000万円） ※令和2～7年度開始分については、それぞれ令和7～12年度中の60回目まで対応する。

②・③『中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（北海道）』

内 容	令和5年度までに申請があったものを36回目まで利子補給する。（利子補給対象上限融資額500万円） ※令和4～5年度開始分については、それぞれ令和7～8年度中に順次36回目を迎える。
-----	---

④『中小企業等振興融資 経営安定資金 新型コロナウイルス緊急小口対応資金（恵庭市）』

『中小企業等振興融資 経営安定資金 物価高騰緊急小口対応資金（恵庭市）』（令和6年度申請分から名称変更）

内 容	令和2年度～令和6年度までに申請があったものについて、60回目までを利子補給する。（利子補給対象上限融資額500万円） ※令和2～4年度開始分については、それぞれ令和7～9年度中に順次60回目を迎える。 ※令和5年度、令和6年度（現時点まで）については融資自体の実績なし。
変更点	※令和7年度以降、新規の経営安定資金の申込受付を行わない。